

変更届書提出時に必要な書類一覧

※「変更届書」は全ての変更事項で提出が必要です。
※ 提出時期は「変更後30日以内」です。

【新法・既存共通】

変更事項	添付書類	別紙 番号	備考
開設者の氏名	・戸籍謄本又は抄本 ※個人の場合	-	・開設者の氏名を変更したときは、許可証書換え交付申請をすることができます。
	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※法人の場合	-	
開設者の住所	-	-	
営業の区域	-	-	
区域管理者の氏名・住所	従事者一覧（変更届用）	1	・雇用証明書、資格証明書は週当たり勤務時間数のみの変更や管理者住所の変更時は添付不要です。 ・業務（実務）従事証明書は登録販売者を区域管理者として指定する場合に必要です。
	雇用証明書 ※新規雇用時のみ	2	
	業務従事証明書（登録販売者用）	3	
	実務従事証明書（一般従事者用）	4	
	資格証明書(原本及び写し) ※新規雇用時のみ	-	
当該営業所において併せ行うその他の薬事関係業務の種類	-	-	

【新法のみ】

変更事項	添付書類	別紙 番号	備考
薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 （開設者が法人である場合のみ）	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行してから3か月以内	-	・役員を変更した場合は、変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。
	・診断書 ※役員が精神の機能の障害により業務を通正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要 ※発行してから1か月以内	5	
通常の営業日及び営業時間	・通常の営業日及び営業時間	6	
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	-	-	
区域管理者の週当たり勤務時間数	-	-	
当該区域において販売を行う医薬品の区分	・取り扱う医薬品の区分	7	
区域管理者以外の当該区域における資格者の氏名、週当たり時間数	従事者一覧	1	・雇用証明書、資格証明書は週当たり勤務時間数のみの変更や管理者住所の変更時は添付不要です。 ・業務（実務）従事証明書は登録販売者を区域管理者として指定する場合に必要です。
	雇用証明書	2	
	業務従事証明書（登録販売者用）	3	
	実務従事証明書（一般従事者用）	4	
	資格証明書(原本及び写し)	-	

【既存のみ】

変更事項	添付書類	別紙 番号	備考
薬事に関する業務を行う役員の氏名 （開設者が法人である場合のみ）	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行してから3か月以内	-	・役員を変更した場合は、変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第3号イからニまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。
	・業務分掌表	8	
	・診断書又は疎明書 ※診断書は発行してから1か月以内 ※代表者1名（診断書を提出した者に限る。）を除き、疎明書の提出に代えることが可能	5,9	

※登記事項証明書、診断書、資格者の雇用関係書類をすでに小樽市保健所に提出している場合、同一開設者に限り、添付書類省略【別紙番号 1 0】の提出に代えることで添付を省略することができます。ただし、廃止した施設の申請書に添付していた場合は省略できないこともありますので事前にご相談ください。
※提出期限を過ぎた場合、遅延理由書【別紙番号 1 1】が必要になります。